

運 営 規 程

事 業 所 名 エフビー居宅介護支援事業所春日部
サービスの種類 居宅介護支援事業

第1条（事業の目的）

エフビー介護サービス株式会社が開設する、 エフビー居宅介護支援事業所春日部（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員 が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的 とします。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の介護支援専門員は要介護状態等となった場合においても、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し支援します。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し支援します。とりわけ、利用者様の入退院時に際しては主治の医師等との丁寧な連絡調整を基に、きめ細かな支援に努めます。
- 3 事業所の介護支援専門員は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に努めます。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害福祉事業者等との綿密な連携を図り、総合的な居宅介護支援の提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

- (1) 名 称 エフビー居宅介護支援事業所春日部
- (2) 所在地 埼玉県春日部市緑町6丁目4番6号

第4条（職員の種類、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たります。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし、祝日、年末年始(12/30～1/3)

、夏季休業(8/13～8/16)を除きます。

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとします。

- (3) 電話、電子メール及びFAXにより、24時間常時連絡が可能な体制とします。

第6条（居宅介護支援の内容）

指定居宅介護支援の内容は次の通りとします。

- (1) 居宅サービス計画作成

- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

- (3) 介護保険施設への紹介

- (4) 利用者様に対する相談援助業務

- (5) 医療機関との連携や障害福祉相談支援専門員との連携

- (6) その他利用者様に対する便宜の提供

第7条（居宅介護支援の提供方法）

指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとします。

- (1) 利用者様の相談を受ける場所

利用者様の居宅若しくは利用者様の指定する場所又は事業所内の相談室とします。

- (2) 使用する課題分析の種類

厚生労働省の定める課題分析標準項目を含む様式を用います。

- (3) サービス担当者会議の開催場所

利用者様の居宅若しくは利用者様の指定する場所又は事業所内の相談室とします。

- (4) 介護支援専門員の居宅訪問

指定居宅サービス等の提供開始後、1ヶ月に1度以上利用者様の居宅を訪問しモニタリングの結果を記録します。

第8条（利用料金等）

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者様からは利用料を徴収しないものとします。
- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費についても利用者様からは徴収しないものとします。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は次の通りとします。

春日部市・越谷市・さいたま市(岩槻区)・松伏町・白岡市・宮代町・杉戸町

第10条（緊急時及び事故発生時の状況）

- 1 事業所は、利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、利用者様のご家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入します。

第11条（虐待防止について）

- 1 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者：遠藤 和男）
 - (2) 苦情解決体制を整備しています。
 - (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
 - (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
 - (5) 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第12条（身体拘束等の原則禁止について）

- 1 事業所は、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者様の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないこととします。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する事とします。

第13条（ハラスメント対策）

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

第14条（業務継続計画）

業務継続計画（BCP）の作成等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者様が継続して指定居宅介護支援事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

第15条（衛生管理）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示を行うこととします。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

第16条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、介護支援専門員の資的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、事業体制を整備します。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持します。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はエフビー介護サービス株式会社代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、2021年3月1日から施行する。

この規程は、2021年5月10日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。
この規程は、2025年7月1日から施行する。